

飛騨高山の名匠認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和7年度飛騨高山の名匠認定の募集に関し必要な細目を以下の通り定めます。

令和7年度 飛騨高山の名匠認定 募集要領

高山市

1. 目的

高山市では、市内の商工業分野及び農林畜水産分野にかかる職種において、優れた技術と長年の経験を有する現役の技能者を飛騨高山の名匠として認定し、広く市内外に公表することにより、当該産業のさらなる振興と後継者の育成に資することを目的とします。

2. 認定の基準

飛騨高山の名匠の認定の基準は、要綱別表第1に定める職種（以下「認定職種」という。）に従事し、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 認定職種において、特に優れた技術水準を有すること。
- (2) 10年以上の経験年数を有し、事業所等において10年以上継続して認定職種に従事していること。
- (3) 認定職種に従事し、日々技術の研鑽に励んでいること。
- (4) 認定職種において生計を立てていること。ただし、経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品及び岐阜県知事の指定を受けた郷土工芸品の製造に従事する者を除く。
- (5) 後継者の指導育成や業界の発展に寄与する活動など、他の模範となる活動を積極的に行っており、企業、産業界、社会に対する貢献度が高いこと。
- (6) 市内に住民登録をしている者又は市内の事業所に勤務若しくは市内に事業所を設置している者であること。
- (7) 申請年度の4月1日現在の年齢が満40歳以上であること。
- (8) 刑に処せられていないこと（言い渡しを受けた刑が消滅しているもの及び道路交通法又は自動車の保管場所の確保等に関する法律に違反して罰金刑に処せられた場合を除く。）。
- (9) 現に起訴されていないこと。
- (10) 暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (11) 市税を滞納していないこと。
- (12) その他、認定することが不適当と認められる事実がないこと。

3. 認定候補者の選出

認定候補者の選出は推薦によるものとし、候補者は次に掲げる団体等からの推薦を受けることとします。

- (1) 認定対象者（又は就業する事業所）が所属する組合等の団体
- (2) 所属する組合等の団体がない場合又は所属していない場合は、同業種又は関連業種の事業所等の代表

4. 認定の申請方法

上記3の規定により候補者を推薦するときは、次に掲げる事項に従い申請してください。

(1) 申請期限 令和7年12月8日(月)

(2) 申請先 商工分野：高山市商工労働部（商工振興課）
農林畜水産分野：高山市農政部、森林・環境政策部

（農水産業→農務課、畜産業→畜産課、林業→森林政策課）

(3) 提出書類

- ①推薦書（別記様式第1号）
- ②認定推薦調書（別記様式第2号）
- ③推薦者調書（別記様式第3号）
- ④技能習得保持に関する調書（別記様式第4号）
- ⑤身分証明書（本籍地市民課窓口にて取得）
- ⑥その他活動実績等がわかる参考資料

※実際の作業風景の写真の提供をお願いします。なお、提供いただいた写真については認定証交付式の際にパネルにして展示いたします。

5. 審査

認定候補者の審査は次のとおり実施します。

- (1) 飛騨高山の名匠認定審査委員会内に設置された商工部会及び農林畜水産部会の二部会において認定候補者の審査を行う。（令和7年12月予定）
- (2) 認定審査会は公平性の確保及び個人情報の保護のため非公開とする。
- (3) 認定審査会は必要に応じて各分野の専門家等に意見を聴取する。
- (4) 審査結果は市長へ報告する。

※国の卓越技能者（現代の名工）、県の卓越技能者および飛騨美濃特産名人については認定審査を行いません。

6. 認定者の決定

上記5の規定に基づき報告された審査結果をもとに、市長が認定者を決定します。

- (1) 認定者には認定証を交付するものとする。
- (2) 認定証を交付したときは、認定者名簿に登録するものとする。ただし、認定者が飛騨高山の名匠として活動困難な状況となった場合は、名簿から抹消するものとする。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき、又は飛騨高山の名匠として体面を汚す行為があつたと認められた場合は、認定を取り消し、認定者名簿から抹消するものとする。

7. 認定者の責務

認定者は市からの依頼に基づき、次の活動を行ってください。

- (1) 学校等で行う体験教室等における指導
- (2) 市が主催する講演会等での講演及び実演等

8. 認定証交付式

(1) 交付式 令和8年2月（予定）

(2) 交付式開催に合わせ、認定者パネルおよび作品等を展示する。

※認定者パネルの作成にあたり、写真の提供をお願いします。

【問い合わせ・申請先】

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 高山市役所内

商工業 → 商工労働部 商工振興課 商工振興係 (TEL: 0577-35-3144)

農水産業 → 農政部 農務課 農業振興係 (TEL: 0577-35-3141)

畜産業 → 農政部 畜産課 畜産振興係 (TEL: 0577-35-3142)

林業 → 森林環境政策部 森林政策課 林業振興係 (TEL: 0577-35-3143)